

平成30年度静岡県教員採用選考試験の実施について次のとおり公告する。

平成29年 3月28日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

## 1 試験を行う教員種別、教科等

(1) 小学校教員

(2) 中学校教員

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語

(3) 小・中学校共通教員

「教科等」は、上記(2)と同様

(4) 高等学校教員

国語、地理歴史（地理、歴史）、公民（政経倫理）、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、保健体育、家庭、農業、工業（機械、電気・電子・通信、建築、土木、工業化学）、商業、外国語（英語）、芸術（音楽、美術、書道）、福祉、水産（水産一般）

(5) 特別支援学校教員

ア 小学部（幼稚部教員を含む。）

イ 中学部（高等部教員を含む。）

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語

(6) 養護教員（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の養護教員）

## 2 受験資格

(1) 受験校種、職種に必要な教員免許状を有する者（平成30年4月1日までに取得見込の者を含む。）ただし、次のア～エについては、その限りではない。

ア 高等学校教員「理科（物理、化学、生物、地学）」に志願し、「博士号を取得した者を対象とした選考」を希望する者は、高等学校教諭普通免許状を有しない場合も受験できる。

イ 高等学校教員「工業（機械、電気・電子・通信、建築、土木、工業化学）」に志願し、「民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした選考」を希望する者は、高等学校教諭普通免許状を有しない場合も受験できる。

ウ 高等学校教員「福祉」に志願し、「医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考」を希望する者は、高等学校教諭普通免許状を有しない場合も受験できる。

エ 特別支援学校教員に志願する者は、特別支援学校教諭普通免許状を有しない場合も受験できる。ただし、採用後3年以内に特別支援学校教諭普通免許状又は免許状申請可能な単位を取得すること。

(2) 昭和33年4月2日以降に生まれた者

(3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

## 3 願書受付期間

郵送で、平成29年4月14日（金）から平成29年5月2日（火）までとし、5月2日の消印有効とする。

## 4 試験期日

(1) 第1次選考試験 平成29年7月8日（土）、9日（日）

(2) 第2次選考試験 平成29年8月17日(木)、18日(金)、19日(土)

5 要項等の配布方法

志願票、試験要項等は、静岡県教育委員会義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、県民サービスセンター、静東・静西の各教育事務所、静岡県東京事務所(ふじのくに大使館)、静岡県大阪事務所(ふじのくに領事館)、静岡県名古屋観光案内所、静岡県内の市町教育委員会、静岡県の各財務事務所において配布する。

要項等の配布は、平成29年4月3日(月)から行う。

電話による問い合わせは、

小・中学校教員及び養護教員志願者は、義務教育課TEL (054) 221-3105

高等学校教員志願者は、高校教育課TEL (054) 221-3118

特別支援学校教員志願者は、特別支援教育課TEL (054) 221-3150

6 第1次選考試験の結果

平成29年8月1日(火)正午以降、県庁本館2階掲示板及びホームページへ掲載するとともに、本人あて通知する。

7 その他

24時間テレホンサービス 試験期日、要項配布施設、志願票受付期間等の案内 (054) 252-3140

インターネット 志願票、提出物様式、要項等のダウンロード等

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku>